

宝塚市自転車駐車場附置条例施行規則

○宝塚市自転車駐車場附置条例施行規則

昭和58年9月26日
規則第37号

注 平成元年1月25日規則第1号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この規則は、宝塚市自転車駐車場附置条例(昭和58年条例第23号。以下「条例」という。)第2条第5号、第9条及び第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(店舗面積)

第2条 条例第2条第5号に規定する「店舗面積」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 百貨店、スーパーマーケット、小売店舗等については、売場、売場間の通路、ショーウィンドウ、ショールーム、承り所、物品加工修理場等の床面積
- (2) 銀行については、銀行室、一般応接室、ショーウィンドウ等の床面積
- (3) 遊技場については、遊技室、景品交換所等の床面積

第3条 条例第9条の規定による届出は、当該施設に係る建築確認の申請(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する申請をいう。)の前に、自転車駐車場設置(変更)届出書(様式第1号)に別表に掲げる図書を添付して提出してしなければならない。

2 条例第7条の規定により駐車場を設けようとする者は、あらかじめ、当該施設又はその敷地内に駐車場を設けられない理由を記した理由書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(身分証明書)

第4条 条例第13条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第3号)によるものとする。

(措置命令書)

第5条 条例第14条第2項の措置を命ずる書面は、措置命令書(様式第4号)によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後においても、昭和64年1月7日以前の期日及び昭和63年度以前の年度に係る事項については、改正後の様式の規定中「平成」とあるのは、「昭和」とすることができる。

3 この規則の施行の際現に存する帳票等は、当分の間、適宜必要な修正を加えて使用することができるものとする。

附 則(平成17年規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する帳票等は、当分の間、使用することができるものとする。

附 則(平成28年規則第27号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、自転車駐車場の位置、出入口並びに隣接する道路の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積(面積計算表添付)並びに主要部分の寸法
その他関係図書	1 建築物である自転車駐車場の各階平面図、2面以上の立面図及び主要断面図 2 特殊な装置の詳細図 3 駐車場土地賃貸借契約書の写し 4 その他必要な図書

備考

1 この表において「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。

自転車駐車場設置(変更)届出書

宝塚市長 様

届出者 住所
氏名
電話



宝塚市自転車駐車場附置条例第9条の規定により次のとおり届出をします。

店舗の概要	名称					
	所在地					
	工事の種別	新築 ・ 増築		用度地域	商業地域 ・ 近隣商業地域	
	構造階数			開店予定日		
	従業員数			来客予定数		
	用途	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	店舗面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
※条例の規定による算定台数						
管理者	住所					
	氏名					
自転車駐車場の概要	所在地					
	規模	m ² (台分)		使用開始予定日	平成 年 月 日	
	構造・設備					
※処理欄						

※印の欄は記入しないで下さい。

理 由 書

宝塚市長 様

住所

氏名

印

電話

宝塚市自転車駐車場附置条例第7条の規定を適用していただきたく、同条例施行規則第3条第
項の規定により理由書を提出します。

記

1 建物の所在地

2 施設の用途及び規模

m²

3 理由